

法人会ニュース

●今月の便に同封している書類（ご案内等）

- ◆「パソコン講座（初級）」のご案内 ◆「リスクマネジメントセミナー」のご案内
- ◆「花いっぱい運動」のご案内 ◆通常総会委任状送付のお願い
- ◆「カップリングパーティー」のご案内

●本部等の行事

月	日	曜	内容	
6	7	火	第11回通常総会・理事会	15:00 ~ 16:50 於: ソラリア西鉄ホテル
6	7	火	講演会	17:00 ~ 18:30 於: //
6	7	火	会員交流会	18:30 ~ 20:00 於: //

●支部の行事

特にありません

●青年部会の行事

月	日	曜	内容	
5	11	水	役員会	11:00 ~ 12:00 於: 福新楼

●女性部会の行事

月	日	曜	内容	
未定			役員会	於: 未定

(I) 税務カレンダー

- 5月10日 ●源泉所得税の納付
- 5月16日 ●特別農業所得者の承認申請
- 5月31日 ●個人の公共法人等の道府県民税及び市町村民税の特別徴収税額の通知
 - 3月決算法人の確定申告
 - 9月決算法人の中間申告、消費税・地方消費税の中間申告
 - 確定申告税額の延納届出に係る延納税額の納付

(II) 知らないで損する税情報

リース取引 (1)

税理士 堤 一 博

会計処理において、比較的悩ましい問題の一つに「リース取引」が挙げられます。

企業会計においては、ファイナンス・リース取引（「中途解約不能」「フルペイアウト」の2つの条件を満たすリース取引）は、経済的実態が物件を売買した場合と同様の状態であるという認識のもと、売買処理とされ、オンバランス処理（リース資産・リース負債）の対象です。また、オペレイティング・リース取引は、オフバランス処理でき、リース料を全額費用計上することになります（平成19年3月30日・企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」）。

法人税法においても、企業会計の考え方に準じ、平成19年度税制改正においてファイナンス・リース取引について売買処理することとされました（法人税法第64条の2）。

なお、同年度の改正は、平成20年4月1日以後に締結される契約に係るリース取引から適用されることとされています（平成19改正法附則44等）。

税務の取り扱いの概要を一覧とすると、下記のようなイメージかと思います。

リース取引の区分		税務処理
ファイナンス・リース取引	所有権移転ファイナンス・リース取引	売買処理 ※1
	所有権移転外ファイナンス・リース取引	
オペレイティング・リース取引		賃貸借処理
セール・アンド・リースバック取引 ※2		金銭貸借処理

ただし、※1については、「所有権移転外ファイナンス・リース取引」に該当し、「リース期間定額法」を適用した減価償却費の損金算入限度額とその事業年度の賃借料の合計額が同額である場合には、その「賃借料（リース料）」は償却費として損金経理した金額に含むとされていることから減価償却費として経理したこととされ、かつ、減価償却に関する明細書の添付は必要ないものとしています（法人税法第64条の2①、同施行令第131条の2③、第63条①括弧書）ので、特段の申告調整は不要となります。つまり、売買処理とはいうものの、この同額の場合には実質的には賃貸借処理とすることができます。

また、※2については、税務では、金融取引に該当するものとしています。「セール・アンド・リースバック取引」とは、賃貸人が賃借人から資産を購入し、その資産を同一の賃借人にリースする取引をいいます。

「ファイナンス・リース取引」の詳細や「セール・アンド・リースバック取引」については、次回以降に説明する予定です。

さて、法人税の適用にあたっては、「法人税法上のリース取引」に該当するかを判断する必要があります。

「法人税法上のリース取引」とは、資産の賃貸借（所有権が移転しない土地の賃貸借その他一定のものを除きます。）で次の要件を満たすものをいいます（法人税法第64条の2③、同施行令第131条の2①、法人税基本通達12の5-1-2）。

- ① 賃貸借に係る契約が、賃貸借期間の中途において解除をすることができないものであること又はこれに準ずるもの（契約に解約禁止条項がない場合には、解約等の場合には未経過期間に対応するリース料総額の90%以上を支払うこととされている等）であること（企業会計では、「ノンキャンセラブル」に当たります）。
- ② 賃貸借に係る賃借人がその賃貸借に係る資産からもたらされる経済的な利益を実質的に享受することができ、かつ、その資産の使用に伴って生ずる費用を実質的に負担すべきこととされているもの（契約解除できない期間に支払うリース料の合計額がその資産取得に通常要する価額のおおむね90%を超える金額である場合等）であること（企業会計では、「フルペイアウト」に当たります）。

つまり、「法人税法上のリース取引」とは、ファイナンス・リース取引のみを指していて、オペレーティング・リース取引は「法人税法上のリース取引」には、含まれていません。したがって、税務上は、通常の「賃貸借取引」に該当し、オフバランス処理（「リース資産」、「リース債務」の計上を要しない。）で、その支払リース料については、損金処理することとなります。

ファイナンス・リース取引のうち、下記の要件を備えるものが「所有権移転ファイナンス・リース取引」で、それ以外は「所有権移転外ファイナンス・リース取引」とされます。

- ① リース期間終了の時又はリース期間の中途において、目的資産が無償又は名目的な対価の額でその賃借人に譲渡されるものであること。
- ② 賃借人に対し、リース期間終了の時又はリース期間の中途において目的資産を著しく有利な価額で買い取る権利が与えられているものであること。
- ③ 目的資産の種類、用途、設置の状況等に照らし、目的資産がその使用可能期間中その賃借人によってのみ使用されると見込まれるものであること又は目的資産の識別が困難であると認められるものであること。
- ④ リース期間が目的資産の耐用年数に比して相当短いもの（賃借人の法人税の負担を著しく軽減することになると認められるものに限る。）。

簡単にいうと、賃貸借形式のリース契約の諸条件に照らして、リース期間が満了するとその資産の所有権が賃借人移転することが明確で、経済的実態がローンを組んで買取する契約と全く同じものが「所有権移転ファイナンス・リース取引」です。一方、契約したリース料をすべて支払った後も、その資産の所有権は移転せず、再リース料の支払いや買い取り費用が発生するものが「所有権移転外ファイナンス・リース取引」です。

日本でのリース取引は、ほとんどの場合、この「所有権移転外ファイナンス・リース取引」であると、言われています。

さらに、企業会計では、上場企業等については、2019年1月1日以後に開始する事業年度から、国際会計基準(IFRS16号)が適用されています。これは、ファイナンスリースとオペレーティングリースという区分が廃止され、原則として全てのリース取引について、少額リースや短期リースなどの一部のリースを除く全てのリースがオンバランス処理となっています。これを受けて、今後の日本のリース会計基準がどのように変更されるかが注目されているところですが、「リース会計基準」の適用が強制されない中小企業においては、直接的な影響はいまのところはありませんので、ご安心ください。

また、「リース取引」に限ったことではありませんが、税法基準の決算処理もそれなりの妥当性があるものの、自社の会計処理の透明性を担保する上から、「中小企業の会計に関する基本要領」や「中小企業の会計に関する指針」を日常的に適宜参照されておくことも、強くお勧めします。

福岡中部法人会 講習会・研修会等予定表

年	月	日(曜)	時間	主催	行事	会場
2022	5					
	6		15:00～16:50	本 部	第11回通常総会、理事会	ソラリア西鉄ホテル
		7(火)	17:00～18:30	本 部	講演会	ソラリア西鉄ホテル
			18:30～20:00	本 部	会員交流会	ソラリア西鉄ホテル
		2(木) 3(金)	10:30～16:30	本 部	パソコン講座(ワード初級)	サンセルコビル 7F
		14(火) 15(水)	10:30～16:30	本 部	パソコン講座(エクセル初級)	サンセルコビル 7F
		22(水)	14:00～15:30	本 部	リスクマネジメントセミナー	オンライン
	7					

※ 日時、会場等変更になる場合があります。(空白のところは未定です)

※ 各行事は、新型コロナウイルス感染症の関係で、中止若しくは延期する場合があります。